

国 不 建 第 125 号
国 不 建 振 第 183 号
国 官 参 建 第 99 号
令 和 7 年 12 月 10 日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）
（ 公 印 省 略 ）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の全面施行について（通知）

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和 6 年 6 月 14 日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号。以下「一部改正法」という。）が公布されました。

このうち、受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3 第 2 項関係）、受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（建設業法第 19 条の 5 第 2 項関係）、建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼の禁止等（建設業法第 20 条関係）、入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 12 条関係）等に係る規定が令和 7 年 12 月 12 日から施行され、これにより一部改正法は全面施行されることとなります。

また、令和 6 年 9 月 1 日の一部改正法一部施行により、中央建設業審議会が労務費に関する基準（以下「労務費基準」という。）を作成・勧告できることとされたことを踏まえ、令和 7 年 12 月 2 日に同基準が同審議会から勧告されました。

これにより、上記の改正事項の施行と併せ、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る制度的な枠組みが確立することとなります。

貴職におかれましては、上記の趣旨を十分にご理解の上、下記一．の内容をご了知いただくとともに、二．を踏まえ、適切な運用に当たって遺漏のないよう措置願

います。

記

一. 令和 7 年 12 月に施行される内容等の概要

1. 建設業法の一部改正関係

(1) 受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止（第 19 条の 3 第 2 項関係）

これまで注文者に対し、取引上の立場を不当に利用し通常必要と認められる原価に満たない金額での請負契約の締結が禁止されていたところ、今般、建設業者に対しても、国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額での請負契約を締結してはならないこととされた。

(2) 受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（第 19 条の 5 第 2 項関係）

これまで注文者に対し、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止されていたところ、今般、建設業者に対しても、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

(3) 建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる額を著しく下回る見積り・見積り依頼の禁止等（第 20 条関係）

これまで建設業者に対し、見積りを行うことのみが努力義務とされていたところ、今般、材料費、労務費、及び法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「材料費等」という。）等を記載した材料費等記載見積書の作成の努力義務が規定されている（第 20 条第 1 項及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 12）。

また、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額について、建設工事の施工に通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積り変更依頼を行ってはならないものとされた（第 20 条第 2 項及び第 6 項）。

併せて、材料費等記載見積書において示された材料費等の金額を著しく下回ることとなる金額への変更依頼をし、当該金額で建設業者と契約締結を行った発注者に対し、建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可行政庁から必要な勧告がなされることとされた（第 20 条第 7 項）。

あわせて、別添 08「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和 7 年 12 月 10 日最終改訂）について、建設業法施行規則第 13 条の 12 の制定を踏まえた改訂を行っているので留意されたい。

2. 入契法の一部改正関係

入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化（第 12 条関係）

これまで建設業者が公共工事の入札の際に提出する入札金額の内訳の内容については詳細を定めていなかったところ、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の明示を求めることとされた。

当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費については、国土交通省令において定めることとされ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和 6 年国土交通省令第 105 号）第 1 条において法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金としている。

3. 労務費に関する基準の勧告関係

（1）労務費に関する基準の作成・勧告

労務費基準は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までのすべての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）が確保されるよう、勧告されたものである。

労務費基準は、契約当事者間での価格交渉時に参照でき、建設業法第 20 条の規定による、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用されるものである。

この際、労務費基準において、技能者の賃金水準を他産業並以上のものとする観点から、適正な賃金として、公共工事設計労務単価水準の支払いを図るとともに、技能者の技能・経験に応じた賃金を担保する観点から、公共工事設計労務単価が建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）のレベルに応じ技能者の賃金として年間を通じて支払われた場合に考えられる賃金額を示す「CCUS レベル別年収」の目標値が位置づけられるとともに、これを支払うための原資が請負契約において確保できるよう、適正な労務費として、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の額が位置づけられた。

あわせて、この適正な労務費の確保と適正な賃金の支払いの実効性を確保するため、下記（2）（3）（4）のとおり、実効性確保策を講じることとされた。

（2）請負契約において適正な労務費を確保するための施策

（ア） 労務費の基準値の公表【別添 06】

（1）を踏まえ、価格交渉時に適正な労務費の確保をより円滑に進める観点で、一定の要件を満たす職種分野について、国土交通省において労務費基準により導き出される適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）を定め、運用することとした。

基準値は、職種分野別、都道府県別に、標準的な作業内容・施工条件等に

おける公共工事設計労務単価及び歩掛を前提として、適用に当たっての条件・留意点等を明らかにした上で「単位施工量当たり労務費」の形で定め、以下のホームページにおいて公表するので、注文者・受注者間における価格交渉において活用されたい。

労務費に関する基準ポータルサイト (<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

(イ) 「労務費に関する基準」の運用方針【別添 07】

労務費基準の考え方を踏まえた価格交渉の進め方、発注者と元請建設業者の間の見積りに際しての留意点、専門工事業者による注文者への労務費等を内訳明示した見積書の提出を容易にするためのツール、請負契約においてコミットメント条項を取り入れる際の留意点等を示す「『労務費に関する基準』の運用方針」を国土交通省が作成し、以下のホームページにおいて公表するので、注文者・受注者間における価格交渉において活用されたい。

労務費に関する基準ポータルサイト (<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

(ウ) 労務費と併せて確保すべき、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の整理

労務費基準に伴う労務費の確保により、他の必要経費がしわ寄せを受け、技能者の総合的な観点での処遇の確保が損なわれる事態を招くことを避ける観点から、(ア)の基準値の公表時に、公共工事設計労務単価と同様に、「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表すること等により、これらの経費の確保を図ることとしているところであるので、留意されたい。

(エ) 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度【別添 09】

建設技能者を大切にする企業が建設市場における受注競争上不利にならないよう、建設産業の担い手の確保に向けて、建設業法において新たに位置づけられた処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けの自主宣言制度を創設し、宣言企業に対しては、ホームページでの公表や経営事項審査における加点措置等の優遇措置を講じる予定とし、技能者の処遇の改善に取り組む事業者がサプライチェーン全体において適切に評価され、競争上の優位性を得られる環境整備の実現を図ることとした。

なお、自主宣言制度の詳細及び申請受付については以下のホームページにおいて行う。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言
(<https://jishusengen.mlit.go.jp/>)

(オ) 建設Gメン・許可行政庁による調査等の実施

契約当事者による労務費のダンピングが行われていないか等を建設Gメン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者は、契約締結に際して材料費等記載見積書が取り交わされた場合には、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。以下同じ。）及び最終見積書（契約内容の明細を示す見積書を

いう。以下同じ。)について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間保存することを建設業法施行規則第26条第5項の改正により義務づけることとした。

建設Gメン・許可行政庁は、受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書と最終見積書とで労務費に差額が発生している場合や労務単価が工種毎の標準的な値と比べて著しく下回っている場合には、その原因者を把握、要因を検証した上で、違法性の疑いを確認する。

(3)適正な労務費・賃金の支払いを確保するための施策

(ア) CCUS レベル別年収の改定と支払いの推奨【別添 11】

建設業法第25条の27第2項において、建設業者に対して、「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」努力義務が規定されたことを踏まえ、労務費基準において、技能者に支払われるべき適正な賃金として、公共工事設計労務単価が技能・経験に応じた賃金として支払われた場合に考えられる「CCUS レベル別年収」を位置づけることとした。

CCUS レベル別年収については、従前、各レベルにおいて上位・中位・下位の3区分の値をそれぞれ示すこととしていたところ、今般の改定に際し、区分を新たに目標値と標準値の2区分に改め、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか、重点的に確認することとした。

なお、CCUS レベル別年収については以下のホームページにおいて公表する。

労務費に関する基準ポータルサイト (<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

(イ) コミットメント条項の導入

受注者に対する適正な労務費の支払い、技能者に対する適正な賃金の支払いを確保するため、労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(以下「コミットメント条項」という。)を建設工事標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することとされた。

このため、令和7年12月2日に同約款を改正してコミットメント条項を導入するとともに、本制度の活用促進に取り組んでいく。

(4)公共工事の上乗せの取組

(ア) 公共工事における労務費ダンピング調査の実施

公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが求められている。

この際、公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為の排除を図るため、公共発注者は、現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」について、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を取りまとめた。

（イ） 賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

公共発注者においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定、令和 6 年 12 月 13 日最終変更）において、公共工事の賃金支払い等の実態把握に努めることなどについて、一定の役割を果たすことが求められていることを踏まえ、当該工事における総労働時間の把握や支払われるべき労務費と実際に支払われた労務費の比較等の実施方法や、比較結果を用いた適切な事業者選定の方法の検討を国土交通省直轄工事において試行的に実施することとしている。

4. 「労務費に関する基準」を踏まえた価格交渉・請負契約締結を開始すべき時期について

建設業者に対し、正当な理由なく通常必要と認められる原価に満たない金額での契約締結を禁止する規定（建設業法第 19 条の 3 第 2 項）については、施行日（令和 7 年 12 月 12 日）以降に締結された建設工事の請負契約について適用されることとなる。

また、材料費等記載見積書の作成に係る努力義務や、通常必要と認められる労務費等の額を著しく下回る見積りや見積り変更依頼の禁止等の規定（建設業法第 20 条第 1 項、第 2 項、第 6 項等）については、施行日以降に見積書を交付する場合（施行日前に締結された建設工事の請負契約に係る変更契約に係る見積書を交付する場合を含む。）について適用されることとなる。

二. 一部改正法の施行を踏まえて関係者に取り組んでいただきたい事項について

1. 専門工事業者等（一人親方を含む）における取組

各専門工事業者におかれては、建設業における担い手確保と持続可能性の確保に向け、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の処遇が確保された上での価格や、生産性の高さを競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が不利にならない競争環境の構築を図る必要があることをご認識いただき、以下（１）から（９）に掲げる取組を進められたい。

また、各専門工事業者団体におかれては、標準見積書等の位置づけの明確化、改定、一層の活用に向けた働きかけなど、専門工事業者における見積書における労務費・必要経費等の内訳明示の推進に向けた取組を推進するとともに、傘下企業等における以下（１）から（９）に掲げる取組を促進されたい。

（１）適正な雇用契約締結と賃金支払い及び CCUS の活用

技能者を雇用する建設業者においては、当該技能者と適切に雇用契約を結んだ上で、建設業法第 25 条の 27 第 2 項において位置づけられた「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」努力義務を踏まえ、適正な賃金として位置づけられる「CCUS レベル別年収」を技能者に支払うとともに、能力評価の受検など、CCUS の一層の活用を推進すること。

(2) 書面での請負契約締結

建設工事の請負契約の締結に当たっては、建設業法第 19 条を踏まえ、書面によって行うことを改めて徹底するとともに、建設業法第 18 条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

(3) 見積期間の確保

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。）第 6 条で規定する最低限確保すべき見積期間に関わらず、受注予定者（再下請負先）において、見積り落とし等の問題が生じないように検討するとともに、請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設けること。

(4) 労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及の促進

国土交通省が示す見積書の様式例、専門工事業団体等が提供する標準見積書を活用すること等により、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努めること。

この際、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした適正な労務費（賃金の原資）を確保する観点から、受注者は、単に労務費総額を内訳明示するのではなく、当該工事の施工に通常必要と認められる人工を適切に把握した上で、労務費の積算根拠となる労務単価・歩掛についても明示することが望ましい。

なお、材料費等記載見積書とその内容に係る打合せ記録（又はその写し）は、10 年間の保存義務が課せられることとなる。

(5) 公共工事における労務費等の内訳明示

入契法第 12 条に基づき、建設業者には材料費、労務費等が記載された書類の提出が義務付けられていることから、入札金額内訳書に記載漏れの無いよう、留意すること。

(6) 適正な工期設定の推進

建設業法第 19 条の 5 第 2 項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされたことを踏まえ、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく時間外労働規制に抵触することがないように、建設業の担い手一人ひとりの週休 2 日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準を踏まえた適正な工期設定に努めること。

(7) 自主宣言制度の活用

技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために、一、 3. (2) (エ) に記載した「建設技能者を大切にす
る企業の自主宣言制度」の積極的な活用を図ること。

(8) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

注文者からコミットメント条項を盛り込んだ契約締結の依頼があった場合には、趣旨を理解の上、適切に応じること。

(9) 通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積の作成及び変更依頼の禁止

材料費等記載見積書の作成に当たって、

- ・ 受注者が労務単価について公共工事設計労務単価を下回る水準で見積もることや、注文者がそのような水準となるよう見積り変更依頼を行うこと
- ・ 受注者が歩掛について不当に効率の良い歩掛で労務費を見積もることや、注文者がそのような歩掛となるよう見積り変更依頼を行うこと

は、著しく低い労務費での見積り又は著しく低い労務費となるような見積り変更依頼として建設業法第 20 条第 2 項違反となりうることに留意すること。

また、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、又は受注者が正当な理由なく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについても、建設業法第 19 条の 3 違反となりうることに留意すること。

この際、これらの違反への指導等は、注文者が上位契約の額の不足等を理由として、上記のような行為を行う場合についても適用されるものであることに留意すること。

その上で、これらの不適切な見積り・契約を把握した者においては、まずは契約当事者に意図を確認した上で、なお建設業法違反の疑いが存すると考えられる場合には、「建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）」等に通報・相談されたい。

2. 総合工事業者等における取組

各総合工事業者におかれては、建設業における担い手確保と持続可能性の確保に向け、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の処遇が確保された上での価格や、生産性の高さを競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が不利にならない競争環境の構築を図る必要があることをご認識いただきたい。

特に、建設工事の元請企業は、請け負った工事の全般について、発注者との間で行う請負価格、工期の決定に際して下請企業よりも広い責任や権限を持っており、その請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される立場にあることも踏まえ、以下

(1) から (11) の取組を進められたい。

また、各総合工事業団体におかれては、傘下企業等における以下 (1) から

(11) の取組を推進されたい。

(1) 適正な雇用契約締結と賃金支払い及び CCUS の活用

技能者を雇用する建設業者においては、当該技能者と適切に雇用契約を結んだ上で、建設業法第 25 条の 27 第 2 項において位置づけられた「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」努力義務を踏まえ、適正な賃金として位置づけられる「CCUS レベル別年収」を技能者に支払うとともに、能力評価の受検など、CCUS の一層の活用を推進すること。

(2) 書面での請負契約締結

建設工事の請負契約の締結に当たっては、建設業法第 19 条を踏まえ、書面によって行うことを改めて徹底するとともに、建設業法第 18 条の趣旨を踏まえ、建設工事標準請負契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

(3) 見積期間の確保

建設業法施行令第 6 条で規定する最低限確保すべき見積期間に関わらず、受注予定者（下請負先）において、見積り落とし等の問題が生じないように検討するとともに、請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設けること。

(4) 労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及の促進

別添 07「『労務費に関する基準』の運用方針」も活用し、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努めること。

この際、労務費等の内訳明示については、発注者との価格交渉において、公共工事設計労務単価を計算の基礎とした適正な労務費（賃金の原資）を確保する観点から、元請において必要となる事務量等を勘案の上、可能な限り、各工種・工程の明細ごとに公共工事設計労務単価と歩掛のレベルによる明示をすることが望ましい。また、このレベルでの明示をしない場合であっても、見積額の妥当性について事後に許可行政庁等に説明できるようにしておくことが必要である。

なお、材料費等記載見積書とその内容に係る打合せ記録（又はその写し）は、10 年間の保存義務が課せられることとなる。

(5) 元請から下請への見積書の提出促進及び下請が提出した見積書の尊重

建設業法第 20 条第 4 項に基づき、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに、材料費・労務費・省令で定める経費を内訳明示した材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされていることも踏まえ、本制度の活用等により、下請先の建設業者における材料費等記載見積書の交付を促進すること。

この際、同項において、注文者には受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮する努力義務が課されていることも踏まえ、価格交渉を行われたい。

あわせて、注文者が見積書の様式を指定して見積書の提出を求めることや、または注文者が複数の相見積りを取ることは、いずれも直ちに問題のある行為ではないものの、建設業法第19条の3並びに第20条第2項及び第4項に違反することとならないよう、価格交渉を行う必要があることに留意すること。

また、材料費等記載見積書とその内容に係る打合せ記録（又はその写し）は、10年間の保存義務が課せられることとなることに留意すること。

(6) 公共工事における労務費等の内訳明示

入契法第12条に基づき、建設業者には材料費、労務費等が記載された書類の提出が義務付けられていることから、入札金額内訳書に記載漏れののないよう、留意すること。

(7) 適正な工期設定の推進

建設業法第19条の5第2項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされたことを踏まえ、労働基準法の時間外労働規制に抵触することがないよう、建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準を踏まえた適正な工期設定に努めること。

(8) 自主宣言の実施と優先選定

適正な労務費の確保等、技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために創設された、一、3.(2)(エ)に記載した「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」について、自らが自主宣言企業になるとともに、自主宣言企業と優先的に取引を行うなど、積極的な活用を図ること。

(9) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

コミットメント条項については、注文者の立場としては、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、下請事業者が再下請業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となり、また、受注者の立場としては、自社が下請事業者や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であることや適正に労務費や賃金を支払っている企業を下請契約の相手方としていることについて、発注者等に対して訴求可能であるというメリットも踏まえつつ、積極的に活用すること。

(10) 建設工事における交通誘導警備分の労務費に係る適正な労務費の確保と警備業者への支払い

交通誘導警備員は、重機や大型トラック等の誘導など、建設工事の安全で円滑な施工を確保する役割を担う技能者であり、その処遇の改善を通じた担い手確保は、今後も適正な施工を持続的に確保する上で重要な課題である。

また、受発注者間で取り交わされるべき適正な労務費については、工事の内

容等に応じ、交通誘導警備員に支払われるべき相当分の労務費も含まれるものであり、この点も踏まえ、建設工事における交通誘導警備についても、労務費基準に基づく基準値を設定したところである。

この点に関し、交通誘導警備に係る適正な労務費の確保と支払いの徹底について、別添 15「建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について」の通り警察庁から要請があったところである。

これも踏まえ、交通誘導警備員を雇用する警備業者と取引を行う元請業者においては、発注者から交通誘導警備分も含めた適正な労務費確保に努めるとともに、警備業者に対する支払いについては、警備業者による労務費の見積りの考慮・尊重など、対価の決定方法の改善などに配慮すること。

(1 1) 通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積の作成及び変更依頼の禁止

材料費等記載見積書の作成に当たって、

- ・受注者が労務単価について公共工事設計労務単価を下回る水準で見積もることや、注文者がそのような水準となるよう見積り変更依頼を行うこと
- ・受注者が歩掛について不当に効率の良い歩掛で労務費を見積もることや、注文者がそのような歩掛となるよう見積り変更依頼を行うこと

は、著しく低い労務費での見積り又は著しく低い労務費となるような見積り変更依頼として建設業法第 20 条第 2 項違反となりうることに留意すること。

また、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、又は受注者が正当な理由なく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについても、建設業法第 19 条の 3 違反となりうることに留意すること。

この際、これらの違反への指導等は、注文者が上位契約の額の不足等を理由として、上記のような行為を行う場合についても適用されるものであることに留意すること。

その上で、これらの不適切な見積り・契約を把握した者においては、まずは契約当事者に意図を確認した上で、なお建設業法違反の疑いが存すると考えられる場合には、「建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）」等に通報・相談されたい。

3. 発注者における取組

(1) 公共発注者

(ア) 入札金額内訳書の適切な取扱い

公共工事においては、入契法第 12 条に基づき、建設業者は労務費等を内訳明示した「入札金額内訳書」を提出することが義務となる。同条の規定を反映した様式を建設業者等に示すなど、発注者は適切な対応を行うことが求められる。入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参考にして実施されたい。

(イ) 見積期間の確保

建設工事の請負契約の発注に当たっては、建設業法施行令第6条も踏まえて必要かつ十分な見積期間を確保し、受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮・尊重する商慣行を推進されたい。

(ウ) 適正な予定価格の設定

公共工事の発注者による予定価格の積算に当たっては、これまで通り、入契法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和6年12月13日最終変更）を踏まえて、最新の設計労務単価の適用のほか、「通常の積算方法によっては予定価格を適正に設定することが困難」な場合には、「見積書を徴すること」や「実態を踏まえた補正を行うこと」等によって、適正な予定価格の設定に取り組まれたい。

なお、参考見積書を徴する際には、建設業法第20条第4項に基づく材料費等記載見積書の交付請求を活用するなどし、制度の活用を図られたい。

(エ) 自主宣言制度の活用

適正な労務費の確保等の、技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を創設しているところ、自主宣言企業を育む取組を行うなど本制度の積極的な活用を図られたい。

(オ) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

コミットメント条項については、受注者に対して支払った労務費の使途に係る議会等の関係者への説明責任の観点等から、特に公共発注者においては、入契法の趣旨を踏まえて、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費から大きく減額されていないかなどの確認を行うことが望ましく、積極的に活用することが期待される。

(カ) 受注者による適正な工期確保の促進

建設業法第19条の5第2項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされているため、労働基準法の時間外労働規制に抵触することがないように、発注者は建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積りを受注者に対して依頼するよう図られたい。

(2) 民間発注者

(ア) 見積期間の確保と労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及の推進

建設工事の請負契約の発注に当たっては、建設業法施行令第6条も踏まえて必要かつ十分な見積期間を確保し、受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮・尊重する商慣行を推進されたい。なお、建設業者は、建

設業法第 20 条第 4 項に基づき、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、材料費・労務費・省令で定める経費を内訳明示した材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされているところ、民間発注者においても、同項に基づく労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の交付請求を活用することが可能であり、参考とされたい。

この際、同項において、注文者には受注者から提出された材料費等記載見積書の内容を考慮する努力義務が課されていることも踏まえ、価格交渉を行われたい。

なお、注文者が見積書の様式を指定して見積書の提出を求めることや、注文者が複数の相見積りを取ることは、いずれも直ちに問題のある行為ではないものの、建設業法第 19 条の 3 並びに第 20 条第 2 項及び第 4 項違反の取引とならないよう、価格交渉を行う必要があることに留意されたい。

(イ) 自主宣言制度の活用

適正な労務費を確保等の、技能者の処遇改善に係る努力義務の実践を行う事業者が市場で選択される環境を整備するために、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を創設しているところ、自らが自主宣言企業となり、「建設企業から選ばれる企業」となること、また、自主宣言企業と優先的に取引を行うことなど、本制度の積極的な活用を図られたい。

(ウ) コミットメント条項を盛り込んだ契約書の締結

コミットメント条項については、受注者に対して支払った労務費の使途等に係る株主等への関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、下請事業者が再下請業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となるため積極的に活用されたい。

(エ) 受注者による適正な工期確保の促進

建設業法第 19 条の 5 第 2 項に基づき、建設業者が、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされているため、労働基準法の時間外労働規制に抵触することがないよう、発注者は建設業の担い手一人ひとりの週休 2 日などの休日の確保や猛暑日の不稼働を適切に考慮するなど、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積りを受注者に対して依頼するよう図られたい。

(オ) 通常必要と認められる材料費等を著しく下回る見積の作成及び変更依頼の禁止

材料費等記載見積書について、注文者が労務単価について公共工事設計労務単価を下回る水準となるような見積り変更依頼を行うことや、歩掛について不当に効率の良い歩掛となるよう見積り変更依頼を行うことは、著しく低い労務費での見積り又は著しく低い労務費となるような見積り変更依頼として建設業法第 20 条第 2 項違反となりうることに留意されたい。

また、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、又は受注者が正当な理由なく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについても、建設業法第19条の3違反となりうることに留意されたい。

労務費等が著しく低くなるような不適切な見積り・契約を把握した者においては、まずは契約当事者に意図を確認した上で、それでもなお不適切であると考えられる場合には、「駆け込みホットライン」等に通報・相談されたい。

(3)発注者支援業務を担う者

建設工事の発注者支援業務を行う事業者においては、3.(1)、(2)の内容を踏まえ業務を実施されたい。

三. その他

1. 関係者への周知啓発

一部改正法の全面施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。

このような、本制度の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たす必要がある。このため、二. の内容に取り組むよう努められたい。

また、貴職・貴団体等においては、様々な機会をとらえて、本制度に基づく労務費・賃金の適正な確保と支払いに向けた取組について、関係者への周知啓発に努められたい。

2. 処遇改善に関する推進体制の継続

これまで、標準見積書の活用等による法定福利費や労務費の確保に係る取組については、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成24年に組織された社会保険未加入対策推進協議会について、令和3年に現協議会に改組）において、総合工事業団体、専門工事業団体、建設労働者、行政等の関係者一体のもとで取組の推進が図られたところであり、引き続き、これらの取組を進めていく。適正な労務費・賃金支払いを通じた持続可能な建設業の実現に係る取組についても、課題や情報を適宜集約し、当該協議会のもとで着実な推進を図ることとしているので、趣旨をご理解の上、ご協力いただきたい。

また、労務費基準については、中央建設業審議会において、今後のフォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切であるとされていることを踏まえ、今後、国土交通省において、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、労務費基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施することを予定しているところである。

この調査についても、各位において趣旨をご理解の上、ご協力いただきたい。

3. 既存の通知の取扱い

令和3年12月1日付け国不建キ第15号及び第16号は、廃止する。

以上

(別添)

- 01_改正建設業法等の改正の概要
- 02_「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(令和 7 年政令第 378 号)(官報)
- 03_「建設業法施行令の一部を改正する政令について」(令和 7 年政令第 379 号)(官報)
- 04_「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する省令について」(令和 7 年国土交通省令第 106 号)(官報)
- 05_労務費に関する基準の実施について(令和 7 年 12 月 2 日国土交通省中建審第 1 号)
- 06_労務費の基準値の概要
- 07_「労務費に関する基準」の運用方針
 - 労務費に関する基準の運用方針(別紙 01)
 - 労務費に関する基準の運用方針(別紙 02)
 - 労務費に関する基準の運用方針(別紙 03)
 - 労務費に関する基準の運用方針(別紙 04)
- 08_社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(令和 7 年 12 月 10 日最終改訂)
- 09_自主宣言制度の概要
- 10_労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和 7 年 12 月公表)
- 11_CCUS レベル別年収の概要
- 12_公共工事標準請負契約約款の実施について(令和 7 年 12 月 2 日国土交通省中建審第 2 号)
- 13_建設工事標準請負契約約款の実施について(令和 7 年 12 月 2 日国土交通省中建審第 3 号)
- 14_民間建設工事標準請負契約約款(甲)・(乙)の実施について(令和 7 年 12 月 2 日国土交通省中建審第 4 号)
- 15_建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について(令和 7 年 12 月 9 日警察庁丁生企発第 750 号)